

3 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)

特定計画の内容(第4期)

資料2-3-2

(1) 対象鳥獣

イノシシ(イノブタを含む)

(2) 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日

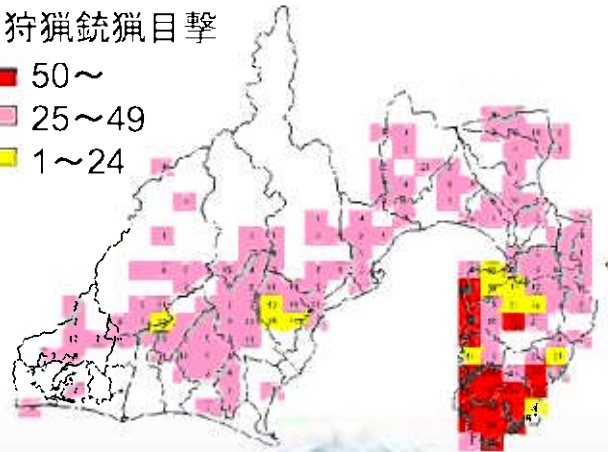
(3) 管理区域

県内全域

- ・ 山岳地帯と都市部を除いた県内全域に分布
- ・ 住宅地周辺などへの分布を著しく広げている

R2狩猟銃猟目撃

- 50～
- 25～49
- 1～24



県民生活の発展を促す
ふじのくに

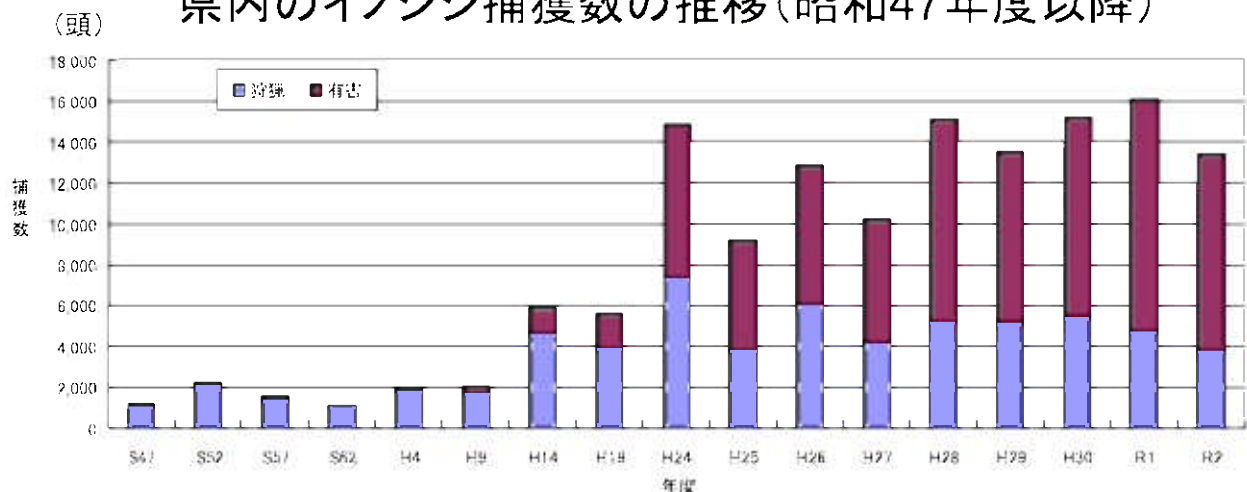
3 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)

(4) 捕獲状況

- ・ 平成10年度から平成28年度まで増加、以降はほぼ横ばい
- ・ 令和2年度は狩猟で3,816頭、被害防止目的の捕獲で9,601頭

合計13,417頭

県内のイノシシ捕獲数の推移(昭和47年度以降)



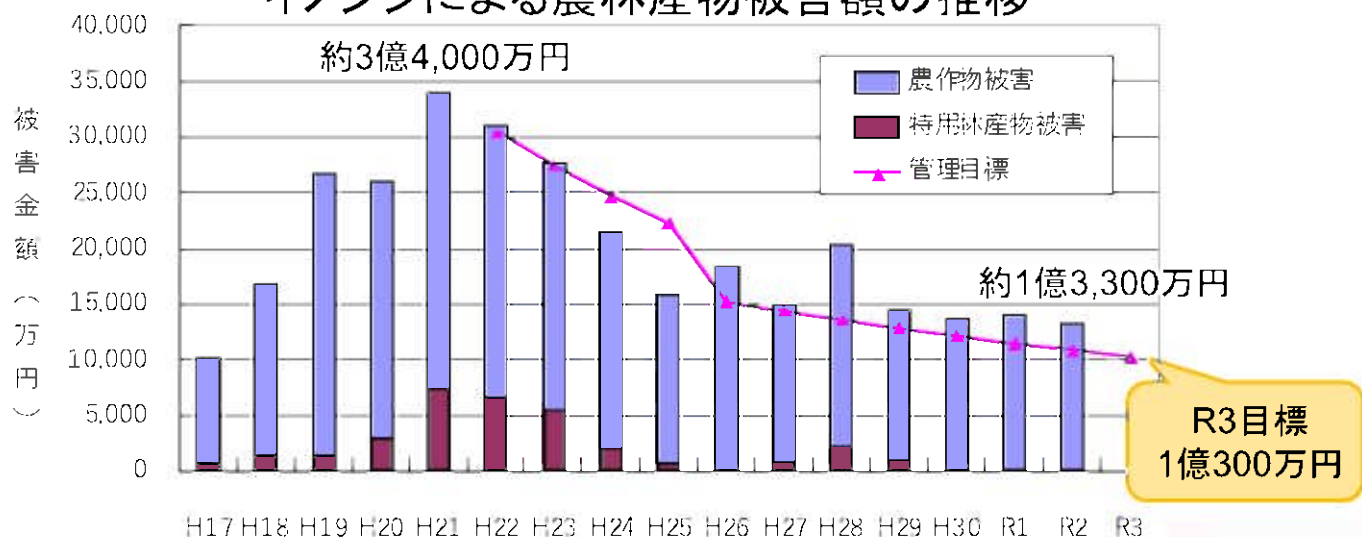
県民生活の発展を促す
ふじのくに

3 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)

(5) 被害状況と現計画の評価と課題

- ・平成17年度以降急増し、平成21年度は約3億4千万円
- ・平成21年度以降減少傾向、近年は緩やかに減少

イノシシによる農林産物被害額の推移



3 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)

課題

○被害地周辺での捕獲強化と継続

- ・繁殖力が高く、個体数の回復が早い

○地域特性に応じた細やかな防除対策が必要

- ・地域毎に被害の推移や原因が異なる
- ・地域によって防除体制が異なる

(6) 管理の目標

管理指標：農林産物被害額

R2: 1億3,300万円 ➡ R8: 1億2,800万円

3 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)

(7)目標を達成するための施策

① 個体調整

- ・狩猟期間の延長(11月1日～3月15日)
- ・市町による被害防止目的の捕獲の推進
- ・農林業者の自衛としての捕獲の促進
- ・捕獲の担い手の育成・確保

② 被害防除対策

- ・防護柵の設置
- ・鳥獣被害対策総合アドバイザー等の育成・活用
- ・被害対策連絡会を活用した情報の共有化

③ 生息環境整備

鳥獣被害対策推進 - 17年度
ふじのくに

5

3 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)

(参考)鳥獣被害対策総合アドバイザー

鳥獣被害防止対策に係る一定の知識・技術を習得し、各地域において総合的な被害防止対策を組み立て、指導・助言できる人材で、県が開催した研修を終了した者(令和2年度末現在:585人)

【役割】

- ・現地の状況を診断し、的確な技術対策指導を実施。
- ・地域の実情に合った総合的な被害防止対策を組み立て、実施に向けた合意形成を行う。
- ・鳥獣被害対策の講習会等の講師を務める。

鳥獣被害対策推進 - 17年度
ふじのくに